

事務連絡  
令和3年4月27日

各局バリアフリー担当課長 各位

総合政策局 バリアフリー政策課長

### バリアフリー整備にかかる当事者参画等の留意事項について(ご依頼)

今夏開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、赤羽国土交通大臣の力強いリーダーシップの下、ハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組を推進しているところです。

交通バリアフリー法施行から 20 年が経過し、ハード面でのバリアフリー化は着実に進展しておりますが、多様な障害当事者等が参画した上でバリアフリー整備が行われる事例は依然少ない状況であるものと認識しております。

こうした中で、先般、障害当事者等のご意見等を十分に踏まえずに施設整備を行った結果、供用直後に再改修が必要となった事例<sup>※</sup>が発生しました。これは、施設管理者及び利用者双方にとって大変遺憾なことであるのみならず、国費が活用されている場合には、補助金等の不適切使用等として、大きな問題となることも懸念されます。

※エレベーターの改修工事にあたり、油圧式からロープ式に変更して改修する際、かごの小さいサイズのエレベーターを導入したため使用開始直後から、利用者からの改修要望が寄せられた結果、事業者が再改修する方向で検討することとなった事例

東京大会のレガシーである「真の共生社会の実現」に向け、障害当事者等が安心して移動し、施設を利用することができるよう、関係各局におかれましては、新設・改修を問わず、可能な限り障害当事者等のご意見を丁寧に向った上で、バリアフリー整備を行うよう、所管事業者団体等に周知徹底していただきますようお願いいたします。